



<p>3. 「カード利用代金等」とは、カードを利用して行った商品もしくは権利（以下「商品等」という。）の購入または役務の提供等を受けることに係る代金、通信販売に係る金額、年会費その他の料金または手数料およびこれらに課せられる消費税をいいます。</p> <p>4. <u>カード利用可能枠</u> 発行されるカードには、利用可能枠に事前の制限を設けていないカードの他に、利用可能枠に事前の制限を設けているカードがあります。後者のカードが発行される場合、カード利用可能枠は事前に当社の審査により基本カード会員ごとに決定され、当社所定の方法により基本カード会員に通知されます。基本カード会員および追加カード会員のカード利用代金等の未決済残高の合計は、このカード利用可能枠を超えることはできません。カード利用可能枠は、当社が必要と認めた場合には随時これを増額または減額することができるものとします。</p>	<p>3. 「カード利用代金等」とは、カードを利用して行った商品もしくは権利（以下「商品等」といいます。）の購入または役務の提供等を受けることに係る代金、通信販売に係る金額、年会費その他の料金または手数料およびこれらに課せられる消費税をいいます。</p> <p>4. （第4条へ移設）</p>
<p><b>第2条（支払責任）</b> 1. ～2.（略） （新設）</p>	<p><b>第2条（支払責任）</b> 1. ～2.（略） 3. <u>基本カード会員は、法人等の代表権または会員資格を喪失した場合であっても、前二項の支払責任を継続して負担するものとします。</u></p>
<p><b>第3条（カードの貸与および利用）</b> 1. ～2.（略）</p>	<p><b>第3条（カードの貸与および管理）</b> 1. ～2.（略）</p>
<p>（第1条第4項から移設）</p> <p>3.（略） 4.（略） 5.（略） 6.（略）</p> <p>7. 会員は、カードを利用して、当社、当社の関連会社、または提携会社が指定する国内外のアメリカン・エキスプレス・カード取扱加盟店（以下「加盟店」といいます）で商品等の購入または役務の提供等を受けることができます。会員は、加盟店でカードを提示して使用する際、加盟店の指示に従い、カード利用代金等の明細を記載した売上票にカード裏面の署名と同じ署名をし、もしくは、加盟店の端末機に暗証番号を入力し、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うものとします。ただし、会員がカード利用の意志を明確にして行う次に掲げる取引等については、会員の署名または暗証番号の入力のない売上票を当社または加盟店において作成する場合があります。</p> <p>(1)（略） (2) <u>カードやカード番号と暗証番号を用いて行う取引</u></p> <p>(3) <u>当社と加盟店との取決めにより、売上票への会員の署名を省略する取引</u></p>	<p><b>第4条（カードの利用）</b></p> <p>1. <u>カードの利用可能枠は、お申込みの内容、ご利用実績その他の事情に応じ当社が審査、決定した額とし、その時々状況に応じ変動します。会員は、利用可能枠を超える利用についても当然にその支払の責を負うものとします。</u></p> <p>2.（略） 3.（略） 4.（略） 5.（略）</p> <p>6. 会員は、カードを利用して、当社、当社の関連会社、または提携会社が指定する国内外のアメリカン・エキスプレス・カード取扱加盟店（以下「加盟店」といいます。）で商品等の購入または役務の提供等を受けることができます。会員は、加盟店でカードを提示して使用する際、加盟店の指示に従い、カード利用代金等の明細を記載した売上票にカード裏面の署名と同じ署名をし、もしくは、加盟店の端末機に暗証番号を入力し、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うものとします。ただし、会員がカード利用の意思を明確にして行う次に掲げる取引等については、会員の署名または暗証番号の入力のない売上票を当社または加盟店において作成する場合があります。</p> <p>(1)（略） （削除）</p> <p>(2) <u>当社と加盟店との取決めにより、売上票への会員の署名を省略する取引</u></p>

(4) その他当社が随時定め、会員に告知する取引

8. 会員は、当社が適当と認めた場合には、会員番号・有効期限等を加盟店に事前に登録することにより、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は、会員番号・有効期間等が変更されもしくは退会・会員資格取消し等によりカードが無効となったときには、その旨を加盟店に通知の上決済手段の変更手続を行うものとします。会員がかかる手続を怠った場合には、退会・会員資格取消し等によりカードが無効となった後であっても登録されたカードによって決済がなされる場合があり、会員はその利用代金等の支払いの責を負うものとします。以上の規定にかかわらず、会員は、当社から一部の加盟店(その決済代行機関等を含む。)に対して、会員に代わり、会員番号・有効期限の変更およびカードの無効情報を通知する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

9. (略)

10. (略)

11. 会員は、当社または当社の加盟店業務委託先と加盟店との間の加盟店契約の内容に従い、加盟店でのカード利用による取引の結果発生した加盟店の会員に対する債権を、(1)当該加盟店から直接または第三者を経由して当社に対して譲渡されること、または、(2)会員からの委託に基づいて当社が立替払いをすることにつき、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

12. (略)

13. (略)

第4条(暗証番号)

1. 会員は、カード利用に必要な暗証番号を、当社に登録するものとします。会員からの登録がない場合、または、会員が登録した暗証番号について当社が不適切と判断した場合は、当社が暗証番号を登録し通知することがあります。会員の暗証番号の登録、指定および利用に関しては、当社所定の手続に従っていただきます。会員が暗証番号を登録するに際し、生年月日、自宅電話番号等、第三者が容易に推測できる番号は使用しないものとします。

2. 会員は、登録した暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理する責任があります。会員の暗証番号について盗用その他の事故があっても、その損害は第13条の規定にかかわらず全て法人会員および基本カード会員の負担となります。ただし、暗証番号の管理につき、会員に故意または過失がなかったことの証明があった場合はこの限りではないものとします。なお、追加カード会員が本項に違反したことにもとづいて当社またはその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については当該追加カード会員自身も負担するものとします。

3. (略)

(3) その他当社が随時定め、会員に告知する取引

7. 会員は、当社が適当と認めた場合には、カード番号・有効期限等を加盟店に事前に登録することにより、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は、カード番号・有効期間等が変更されもしくは退会・会員資格取消し等によりカードが無効となったときには、その旨を加盟店に通知の上決済手段の変更手続を行うものとします。会員がかかる手続を怠った場合には、退会・会員資格取消し等によりカードが無効となった後であっても登録されたカードによって決済がなされる場合があり、法人会員および基本カード会員は本規約第2条に従って、連帯してその利用代金等の支払いの責を負うものとします。以上の規定にかかわらず、会員は、当社から一部の加盟店(その決済代行機関等を含む。)に対して、会員に代わり、カード番号・有効期限の変更およびカードの無効情報を通知する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

8. (略)

9. (略)

10. 会員は、当社または当社の加盟店業務委託先と加盟店との間の加盟店契約の内容に従い、加盟店でのカード利用による取引の結果発生した加盟店の会員に対する債権を、(1)当該加盟店から直接もしくは第三者を経由して当社に対して譲渡されること、または、(2)会員からの委託に基づいて当社が立替払いをすることについて、あらかじめ承諾するものとします。また、会員は、上記(1)の譲渡に際し、加盟店に有する一切の抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他抗弁を含むがこれらに限られません。)を主張しないことを、あらかじめ承諾するものとします。

11. (略)

12. (略)

第5条(暗証番号)

1. 会員は、カード利用に必要な暗証番号を、当社に登録するものとします。会員からの登録がない場合、または、会員が登録した暗証番号について当社が不適切と判断した場合は、当社が暗証番号を登録し通知することがあります。会員の暗証番号の登録、指定および利用に関しては、当社所定の手続に従っていただきます。会員が暗証番号を登録するに際し、生年月日、電話番号等、第三者が容易に推測できる番号は使用しないものとします。

2. 会員は、登録した暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理する責任があります。会員は暗証番号を他人に開示等してはならず、また、暗証番号を他人に使用させることはできません。なお、追加カード会員が本項に違反したことにもとづいて当社またはその他の第三者に損害を与えた場合の損害賠償責任については当該追加カード会員自身も負担するものとします。

3. (略)

<p><b>第5条(カードの機能および付帯サービス・特典)</b></p> <p>1. 会員は、カードの有効期間中、<u>本規</u>の規定その他当社が定める方法および条件に従いカードまたはカード情報を使用することにより、本規約に定める機能およびその他当社が設定する機能を利用することができます。</p> <p>2. 会員は、当社または提携会社が提供するカード付帯サービス・特典を、当社が別途定めるところに従い、利用することができます。ただし、会員は、退会し、または、その会員資格が取り消された場合には、付帯サービス・特典を利用する権利(既に取得した付帯サービス・特典に基づく権利行使を含む。)を失います。</p> <p>3. (略)</p>	<p><b>第6条(カードの機能および付帯サービス・特典)</b></p> <p>1. 会員は、カードの有効期間中、<u>本規約</u>の規定その他当社が定める方法および条件に従いカードまたはカード情報を使用することにより、本規約に定める機能およびその他当社が設定する機能を利用することができます。</p> <p>2. 会員は、当社または提携会社が提供するカード付帯サービス・特典を、当社が別途定めるところに従い、利用することができます。ただし、会員は、退会し、または、その会員資格が取り消された場合には、付帯サービス・特典を利用する権利(既に取得した付帯サービス・特典に基づく権利行使を含みます。)を失います。</p> <p>3. (略)</p>
<p><b>第6条(年会費)</b></p> <p>会員は、保有する各カードにつき、所定の年会費およびこれに課せられる消費税等を当社にお支払いいただきます。一旦お支払いいただいた年会費は、退会または会員資格の取消しその他理由の如何を問わず<u>返却</u>いたしません。</p>	<p><b>第7条(年会費)</b></p> <p>法人会員および基本カード会員は、当社所定の年会費を当社にお支払いいただきます。当社の責に帰すべき事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、一旦お支払いいただいた年会費は、退会または会員資格の取消しその他理由の如何を問わず<u>返還</u>いたしません。</p>
<p><b>第7条(加盟店との紛議)</b></p> <p>当社は、カードの利用拒絶等の加盟店の措置または物品もしくはサービスの瑕疵について責任を負いません。会員がカードにより購入または提供を受けた商品等またはサービスに関する紛議は、会員と加盟店との間で解決するものとし、紛議の解決の有無にかかわらず、<u>会員</u>は、当社に対してそのカード利用料金等の支払の責任を負います。</p>	<p><b>第8条(加盟店との紛議)</b></p> <p>当社は、カードの利用拒絶等の加盟店の措置または加盟店が引渡しもしくは提供する商品等もしくはサービスが会員と加盟店との間の契約の内容に適合しない場合であってもその不適合について責任を負いません。会員がカードにより購入または提供を受けた商品等またはサービスに関する紛議は、会員と加盟店との間で解決するものとし、紛議の解決の有無にかかわらず、<u>法人会員および基本カード会員</u>は、<u>本規約第2条</u>に従って、<u>連帯して</u>当社に対してそのカード利用料金等の支払の責任を負います。</p>
<p><b>第8条(カードにより加入する保険)</b></p> <p>1. ~5. (略)</p>	<p><b>第9条(カードにより加入する保険)</b></p> <p>1. ~5. (略)</p>
<p><b>第9条(カード利用料金等の支払い)</b></p> <p>1. 当社は、カード利用料金等を、追加カード会員がいる場合はそのカード利用料金等もあわせて、別途定める毎月の所定日に締め切り、一括して基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を送付し、または別途合意するところに従い電磁的方法により交付します。当社は、会員がこの『ご利用代金明細書』を受け取ってから、2週間以内に会員からの申し出がない限り、この『ご利用代金明細書』の内容について承認いただいたものとみなします。カード利用料金等は、その『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日(ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日とします)に、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員が指定する口座から自動振替の方法によりお支払いいただきます。なお、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとし、<u>ただし、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員は、あらかじめ当社の同意を得てこの支払方法を他の支払方法に代えることができるものとし、この場合には、『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日を支払期日とします。</u></p>	<p><b>第10条(カード利用料金等の支払い)</b></p> <p>1. 当社は、カード利用料金等を、追加カード会員がいる場合はそのカード利用料金等もあわせて、別途定める毎月の所定日に締め切り、一括して基本カード会員宛に『ご利用代金明細書』を送付し、または別途合意するところに従い電磁的方法により交付します。当社は、会員がこの『ご利用代金明細書』を受け取ってから、2週間以内に会員からの申し出がない限り、この『ご利用代金明細書』の内容について承認いただいたものとみなします。カード利用料金等は、その『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日(ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日とします。)に、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員が指定する口座から自動振替の方法によりお支払いいただきます。なお、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとし、<u>ただし、法人会員または個人区分申込の場合は基本カード会員は、あらかじめ当社の同意を得た場合のみ、この支払方法を当社の指定する銀行口座への振込による方法に代えることができるものとし、この場合には、『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日を支払期日とします。</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p>	<p>2. 法人会員または基本カード会員が当社指定の口座への振込みの方法により支払を行う場合には、支払期日の当社または金融機関所定の時刻までに振込みを完了するものとし、法人会員および基本カード会員は、振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に原則として翌営業日の支払として取り扱われることに異議がないものとし、</p> <p>3. 法人会員または基本カード会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課を負担するものとし、</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p>
<p><b>第 10 条(会員資格の一時停止および取消等・期限の利益の喪失)</b></p> <p>1. 当社は、次の各号に1つでも該当した場合には、あらかじめ通知することなく、いつでも会員のカード利用の一時停止を含む利用制限または会員資格の取り消しをすることができるものとし、この場合、追加カード会員は、法人会員または基本カード会員に対する当社の措置に従うものとします。当社が本条項に基づく措置をとったことにより、会員にいかなる損害、費用が発生しても、当社は一切責任を負わないものとし、</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会員が本規約の条項その他当社との合意事項に違反した場合。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 会員の信用状態が悪化したと当社が認めた場合。<u>会員の所在が不明となった場合を含む。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 会員が第22条第1項各号のいずれかに該当した場合または同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 入会后相当期間内に、<u>当社の定める本人確認手続きが完了しない場合。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第 11 条(会員資格の一時停止および取消し等・期限の利益の喪失)</b></p> <p>1. 当社は、次の各号に1つでも該当した場合には、あらかじめ通知することなく、いつでも会員のカード利用の一時停止を含む利用制限または会員資格の取り消しをすることができるものとし、<u>なお、基本カード会員の会員資格が取り消された場合、当然に法人会員の会員資格も取り消されます。また、法人会員の会員資格が取り消された場合、当然に基本カード会員の会員資格も取り消されます。</u>この場合、追加カード会員は、法人会員または基本カード会員に対する当社の措置に従うものとします。当社が本条項に基づく措置をとったことにより、会員にいかなる損害、費用が発生しても、当社は一切責任を負わないものとし、</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会員が本規約の条項その他当社との合意事項に違反した場合、または違反するおそれがある場合。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 会員の信用状態が悪化したと当社が認めた場合。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 会員が暴力団員等もしくは第19条第1項各号のいずれかに該当した場合もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合、または同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>当社が貸与するカードがマネーロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがある場合。</u></p> <p>(9) 入会后相当期間内に、「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」(以下「<u>犯罪収益移転防止法</u>」といいます。)に基づく取引時確認が完了しない場合。</p> <p>(10) <u>会員の所在が不明となった場合。</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) <u>第10条第1項に定める自動振替による支払いのために必要な決済口座の設定手続きが完了していない場合。</u></p> <p>(13) <u>会員が死亡したことを当社が知ったとき、または法人会員もしくは会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡が当社にあった場合。</u></p>

<p>2. 当社は、会員資格が取り消された会員の氏名および会員番号を無効番号通知書に掲載し、加盟店に通知することができます。会員資格を取り消された会員は、直ちにカードを半分に切断の上、当社に返却するものとします。また、切断できない場合は当社の指示に従うものとします。会員資格を取り消された会員は、本規約に定める支払期限にかかわらず、当社からの通知・催告なしに当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の債務をただちに弁済するものとします。この場合、お支払いいただくべき金額のうち、カードによる商品等の購入代金にかかわる金額に対しては実質年率14.6%の遅延損害金をお支払いいただきます。</p>	<p>2. 当社は、会員資格が取消された会員の氏名およびカード番号を無効番号通知書に掲載し、加盟店に通知することができます。会員資格を取り消された会員は、直ちにカードを半分に切断の上、当社に返却するものとします。また、切断できない場合は当社の指示に従うものとします。会員資格を取り消された会員は、本規約に定める支払期限にかかわらず、当社からの通知・催告なしに当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の債務をただちに弁済するものとします。この場合、お支払いいただくべき金額のうち、カードによる商品等の購入代金にかかわる金額に対しては実質年率14.6%の遅延損害金をお支払いいただきます。</p>
<p><b>第 11 条 (退会)</b> (新設)</p> <p>1. 法人会員が退会しようとするときは、当社にその届出をするとともに、基本カード会員のカードを半分に切断して、切断したカードを当社に返却するものとします。また、切断できない場合には当社の指示に従うものとします。さらに、追加カード会員にカードが発行されている場合には、追加カード会員も同時に退会となりますので、基本カード会員より追加カード会員に対して退会した旨を通知するとともに追加カード会員のカードも半分に切断して直ちに当社に返却し、当社に対する支払債務の全額を直ちににお支払いいただきます。ただし、当社が認める場合は、この規約に定める支払方法によることのできるものとします。</p> <p>2. 法人会員が追加カード会員のみの退会の届出を当社に行う場合は、そのカードの返却を前項に従って行っていただきます。</p> <p>3. 法人カードおよび基本カード会員は、当社に退会の届出をした後も、そのカードおよび追加カード会員のカードに関して生じた一切のカード利用代金等についてその支払いの責を負うものとします。</p>	<p><b>第 12 条 (退会)</b></p> <p>1. 基本カード会員が会社を代表する権限を失った場合は、法人会員または基本カード会員は、当社所定の方法により退会を申し出るものとします。</p> <p>2. 法人会員または基本カード会員は、前項に基づくほか、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、カードを半分に切断して、切断したカードを当社に返却するものとします。また、切断できない場合には当社の指示に従うものとします。</p> <p>3. 法人会員が退会する場合、当然に基本カード会員およびすべての追加カード会員も退会となります。また、基本カード会員が退会する場合、当然に法人会員およびすべての追加カード会員も退会となります。</p> <p>4. 前項の場合、法人会員または基本カード会員より追加カード会員に対して退会した旨を通知するとともに追加カード会員のカードも半分に切断して直ちに当社に返却しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を当社所定の期日までに支払わなければならないものとします。</p> <p>5. 法人会員または基本カード会員が追加カード会員のみの退会の届出を当社に行う場合は、そのカードの返却を前項に従って行っていただきます。</p> <p>6. 法人カードおよび基本カード会員は、当社に退会の届出をした後も、そのカードおよび追加カード会員のカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約第2条に従って、連帯してその支払いの責を負うものとします。</p>
<p><b>第 12 条 (カードの更新・再発行)</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 会員は、カードの紛失・盗難、破損等の場合は、当社が別途定める手続に従い当社にカードの再発行を申込み、当社が認めた場合に再発行を受けることができます。また、当社は、カード情報の管理等の業務上の必要が生じた場合は、会員番号の変更および会員に貸与するカードの再発行ができるものとします。なお、カードが再発行される場合には、カード番号・有効期間が変更されます。また、基本カード会員および追加カード会員に貸与されたカードのうちの一枚につきカード番号の変更・再発行がされる場合、他のカードについてもカード番号の変更・再発行がされる場合があります。</p>	<p><b>第 13 条 (カードの更新・再発行)</b></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 会員は、カードの紛失・盗難、破損等の場合は、当社が別途定める手続に従い当社にカードの再発行を申込み、当社が認めた場合に再発行を受けることができます。また、当社は、カード情報の管理等の業務上の必要が生じた場合は、カード番号の変更および会員に貸与するカードの再発行ができるものとします。なお、カードが再発行される場合には、カード番号・有効期間が変更されます。また、基本カード会員および追加カード会員に貸与されたカードのうちの一枚につきカード番号の変更・再発行がされる場合、他のカードについてもカード番号の変更・再発行がされる場合があります。</p>

第 13 条(カードの紛失・盗難、不正使用)

1. カードの紛失、盗難、不正使用があった場合、もしくは発行時・更新時等これを通常受取るべきときに届かないことに気づいた場合には、会員は、直ちに最寄りの当社の営業所(海外においてはアメリカン・エクスプレスの営業所)にその旨を届け出るものとします。この場合には、会員は最寄りの警察署に紛失届・被害届等を提出した上、その警察署より届出の受理を証明する文書または受理番号を入手して当社に提出するものとします。この他、会員は不正使用者の発見および損害の防止軽減に必要な努力をし、当社または当社の契約する保険会社の指示に従って必要な手続を行い、その調査に協力するものとします。
2. 会員は、承諾したと否とにかかわらず会員本人以外の者によるカードの利用またはカード情報の使用(本条において「不正使用」といいます)から生じたカード利用代金等をすべて支払うものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、カードの紛失、盗難等について第1項の届出がなされた場合においては、その届出を当社が受け取った日から遡って60日目以後に生じたカードの不正使用については、会員は支払責任を負わないものとします。ただし、次の場合はこの限りでないものとします。
  - (1) (略)
  - (2) 会員の同僚、上司、部下、家族、同居人もしくは留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者がカードを紛失し、これを不正使用もしくは窃取した場合、またはこれらの者がカードの紛失、不正使用もしくは盗難に関与した場合。
  - (3) 会員が第3条第2項に違反して他人にカードを利用させ、又は、他人にカード情報を使用させた場合。
  - (4) (略)
  - (5) 会員が当社または保険会社の行う被害状況調査等に協力しない場合、もしくは当社または保険会社が必要と判断する書類を提出しない場合。
  - (6) カード利用に際し、会員の暗証番号が使用された場合。

(新設)

(新設)

第 14 条(届出事項の変更)

1. ~2. (略)

第 14 条(カードの紛失・盗難、偽造等)

1. カードの紛失、盗難、カード情報の漏えい等により他人にカードを不正使用された場合、または発行時・更新時等これを通常受取るべきときに届かないことに気づいた場合には、会員は、直ちに最寄りの当社の営業所(海外においてはアメリカン・エクスプレスの営業所)にその旨を届け出るものとします。この場合には、会員は最寄りの警察署に紛失届・被害届等を提出した上、その警察署より交付される届出の受理を証明する文書または受理番号その他警察署への申告等を行ったことを示す書類として当社が認めるものを当社に提出するものとします。この他、会員は不正使用者の発見および損害の防止軽減に必要な努力をし、当社または当社の契約する保険会社の指示に従って必要な手続を行い、その調査に協力するものとします。
2. 法人会員および基本カード会員は、承諾したと否とにかかわらず会員本人以外の者によるカードの利用またはカード情報の使用(本条において「不正使用」といいます。)から生じたカード利用代金等をすべて支払うものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、カードの紛失、盗難またはカード情報の漏えい等について第1項の届出がなされた場合においては、その届出を当社が受け取った日から遡って60日目以後に生じたカードの不正使用については、法人会員および基本カード会員は支払責任を負わないものとします。ただし、次の場合はこの限りでないものとします。
  - (1) (略)
  - (2) 会員の同僚、上司、部下、家族、同居人等、会員の関係者もしくは留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者がカードを紛失し、これを不正使用もしくは窃取した場合、またはこれらの者がカードの紛失、不正使用もしくは盗難に関与した場合。
  - (3) 会員が第3条第2項に違反して他人にカードを利用させ、もしくは、他人にカード情報を使用させた場合、または、会員のカードもしくはカード情報の管理状況等に第3条第2項に違反する過失があった場合。
  - (4) (略)
  - (5) 会員が当社または保険会社の行う被害状況調査等に協力しない場合、または当社もしくは保険会社が必要と判断する書類を提出しない場合。
  - (6) カード利用に際し、会員の暗証番号が使用された場合(ただし、会員の暗証番号の管理状況等を踏まえて、会員に故意または過失がないと当社が認めた場合を除きます。)。
  - (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する場合。
4. 偽造カードの使用に係る債務については、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失がない場合には、基本カード会員は、支払の責を負わないものとします。なお、偽造カードの作出または使用について会員に故意または過失があるときは、その偽造カードの使用に係る債務については基本カード会員が支払の責を負うものとします。

第 15 条(届出事項の変更)

1. ~2. (略)

<p>第 15 条 (適用法規・合意管轄裁判所) 1. ～2. (略)</p>	<p>第 16 条 (適用法規・合意管轄裁判所) 1. ～2. (略)</p>
<p>第 16 条 (本規約の改定および債権・契約上の地位の譲渡) (新設)</p> <p>1. 当社は基本カード会員に対し文書またはその他の方法により通知することによって、または当社のウェブサイトへの掲載等による公表を行うことによって、本規約を改定することができます。会員がかかる通知・公表の後にカードを使用した場合、会員は改定後の規定に拘束されるものとします。改定の通知・公表の受領後に追加カード会員がカードを使用した場合においても法人会員および基本カード会員は改定後の規約に拘束されるものとします。</p> <p>2. 当社はいつでも会員に対して事前の通知をすることなく、この規約に基づく債権および契約上の地位を譲渡することができます。当社は、金融機関等と提携またはこれに準じる関係の下で発行するカードに関して、当該提携関係等が終了した場合、会員に対して事前に通知した上で、当該提携カードの発行を終了することができるものとします。</p>	<p>第 17 条 (本規約の改定)</p> <p>1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約の変更の効力発生時期を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、当社のウェブサイトへ掲載するほか、必要があるときは法人会員および基本カード会員に通知する方法その他の相当な方法により周知することによって、本規約を改定することができます。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、当社のウェブサイトへの掲載等を行うものとします。</p> <p>(1) 改定の内容が会員の一般の利益に適合するとき</p> <p>(2) 改定の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、改定の必要性、改定後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき</p> <p>2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のウェブサイトに掲載する方法により法人カード会員および基本カード会員に周知した上で(必要があるときには、これに加え法人会員および基本カード会員に通知する方法その他相当な方法での周知を行うこととします。)、本規約を変更することができるものとします。会員がかかる周知の後にカードを使用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、改定の周知後に追加カード会員がカードを使用した場合においても法人会員および基本カード会員は改定後の規約に拘束されるものとします。</p> <p>(第 18 条へ移設)</p>
<p>第 17 条～第 21 条</p>	<p>「個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項」に移設</p>
<p>第 22 条 (反社会的勢力でないことの表明・確約)</p>	<p>(第 19 条に移設)</p>
<p>(第 16 条第 2 項から移設)</p>	<p>第 18 条 (債権譲渡、契約上の地位の譲渡および提携カード発行の終了)</p> <p>1. 当社はいつでも会員に対して事前の通知をすることなく、この規約に基づく債権および契約上の地位を譲渡することができます。</p> <p>2. 当社は、金融機関等の提携先企業と提携またはこれに準ずる関係の下で発行するカードに関して、当該提携関係等が終了した場合、会員に対して事前に通知した上で、法人会員および基本カード会員と当社との間の当該提携カードに係る本規約に基づく取引を終了することができるものとします。</p>



<p>(第 22 条から移設)</p>	<p><b>第 19 条 (反社会的勢力でないことの表明・確約)</b></p> <p>1. 会員は、会員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等またはテロリスト等その他これらに準ずる者 (以下総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(5) 役員または経営に実質的に関与をしている者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の号のいずれの行為も行わないことを確約します。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>第 20 条 (犯罪収益移転防止法等に基づく対応)</b></p> <p>1. 会員は、当社が犯罪収益移転防止法および同法に関連するガイドライン等に基づき行う、会員に関する情報や具体的な取引の内容等の確認に関して、以下の事項に異議なく同意します。</p> <p>(1) 当社から運転免許証その他の資料またはその写しの提示または提出を求められたときは、これに協力すること (当社から追加資料の提示または提出を求められた場合を含みます。)</p> <p>(2) 当社からカード利用の取引目的その他の取引内容等の確認を求められたときは、これに協力すること</p> <p>(3) 前各号の場合について、当社から提示、提出または回答の期限の指定を受けたときは、正当な理由のない限り、期限内の対応を行うこと</p> <p>(4) 前各号の確認に対する会員の回答、具体的な取引の内容、会員の説明およびその他の事情を考慮して、当社がマネーロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、カード利用の全部または一部が制限または停止されることがあること</p> <p>2. 会員は、外国の重要な公的地位を現在もしくは過去に有する者またはその家族 (犯罪収益移転防止法施行令第 12 条第 3 項各号に掲げる者であって、以下「外国 PEPs」といいます。)に該当する場合 (入会後に該当することとなった場合を含みます。)は、その旨およびその国名と職名を直ちに当社へ届け出るものとします。</p>

3. 会員は、外国為替および外国貿易管理に関する法令等により一定の手続が必要な場合、当社の要求に応じこの手続を行うものとし、または日本国外でのカード利用の全部または一部の制限または停止に応じるものとし、

●ペイフレックス・あとリボ特約新旧対照表（傍線部分は改定部分。）

改定前	改定後
<p><b>第5条(ペイフレックス利用代金の支払)</b>                      1. ~2. (略)                      3. 基本カード会員は、本条の金額を、会員規約第9条第1項に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとし、                      4. 基本カード会員は、毎月の『ご利用代金明細書』を受領後、当社が定める一定期間内に、別途定める方法に従い当社に申し出ることにより、当月のペイフレックスにかかる弁済金を増額することができます。また、会員は、別途定める方法に従い、ペイフレックス利用代金に係る債務の全部または一部を随時支払うことができます。ただし、この場合、会員規約第9条第6項の定めるところに従い、お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、ペイフレックス利用代金に係る債務に優先して、他の債務に充当しても、会員は異議のないものとしたします。</p>	<p><b>第5条(ペイフレックス利用代金の支払)</b>                      1. ~2. (略)                      3. 基本カード会員は、本条の金額を、<u>会員規約第10条</u>に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとし、                      4. 基本カード会員は、毎月の『ご利用代金明細書』を受領後、当社が定める一定期間内に、別途定める方法に従い当社に申し出ることにより、当月のペイフレックスにかかる弁済金を増額することができます。また、会員は、別途定める方法に従い、ペイフレックス利用代金に係る債務の全部または一部を随時支払うことができます。ただし、この場合、<u>会員規約第10条第8項</u>の定めるところに従い、お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、ペイフレックス利用代金に係る債務に優先して、他の債務に充当しても、会員は異議のないものとしたします。</p>
<p><b>第6条(ペイフレックスに係る手数料)</b>                      1. ~3. (略)                      &lt;別表&gt;                      (1) (略)                      (2) ペイフレックス利用代金およびこれに対する手数料、毎月の弁済金の具体的算定例は次のとおりです。</p> <p>手数料率を14.9%、<u>会員規約第9条</u>第1項の支払期日を毎月10日、利用残高500,000円に対応する弁済金を25,000円、<u>会員規約第9条</u>第1項の毎月の締め日を各月20日とします。また、A月20日のペイフレックス利用代金の未決済残高を500,000円とし、A月21日から翌B月20日までの間には、新たなカード利用はなかったものとします。なお、この間B月10日に弁済金25,000円(A月20日までの手数料を2,245円とし、弁済金にはこれが含まれています)が決済されたとします。</p> <p>A月21日からB月20日までの各日の残高、その間の手数料、次回請求される弁済金は次のようになります。</p> <p>未決済残高                      A月21日からB月9日までの19日間: 500,000円                      B月10日からB月20日までの11日間: 477,245円                      手数料 (500,000円 × 14.9% × 19日 ÷ 365日) +                      (477,245円 × 14.9% × 11日 ÷ 365日) = 6,021円                      弁済金 25,000円                      元本充当分 25,000円 - 6,021円 = 18,979円</p>	<p><b>第6条(ペイフレックスに係る手数料)</b>                      1. ~3. (略)                      &lt;別表&gt;                      (1) (略)                      (2) ペイフレックス利用代金およびこれに対する手数料、毎月の弁済金の具体的算定例は次のとおりです。</p> <p>手数料率を14.9%、<u>会員規約第10条</u>第1項の支払期日を毎月10日、利用残高500,000円に対応する弁済金を25,000円、<u>会員規約第10条</u>第1項の毎月の締め日を各月20日とします。また、A月20日のペイフレックス利用代金の未決済残高を500,000円とし、A月21日から翌B月20日までの間には、新たなカード利用はなかったものとします。なお、この間B月10日に弁済金25,000円(A月20日までの手数料を2,245円とし、弁済金にはこれが含まれています)が決済されたとします。</p> <p>A月21日からB月20日までの各日の残高、その間の手数料、次回請求される弁済金は次のようになります。</p> <p>未決済残高                      A月21日からB月9日までの19日間: 500,000円                      B月10日からB月20日までの11日間: 477,245円                      手数料 (500,000円 × 14.9% × 19日 ÷ 365日) +                      (477,245円 × 14.9% × 11日 ÷ 365日) = 6,021円                      弁済金 25,000円                      元本充当分 25,000円 - 6,021円 = 18,979円</p>

●個人情報の取扱いに関する同意条項および重要事項新旧対照表（傍線部分は改定部分。）

改定前	改定後
<p>会員規約 第2章 個人情報</p>	<p>個人情報の取扱いに関する同意条項および重要事項 本同意条項および重要事項は、<u>アメリカン・エクスプレス・ビジネス・カード会員規約</u>（以下「本規約」といいます。）の一部を構成します。</p>
<p><u>第17条</u>（個人情報の収集・保有・利用、提供） 1. ～2.（略） 3. 会員等は、当社が、本条第1項および第2項の目的のため、本条第1項(1)から(8)までの個人情報を以下の者との間で共同して利用することに同意するものとします。これらの情報の管理について責任は当社が有するものとします。</p> <p>(1)（略） (2) カード面に名称またはロゴマークが付された<u>提携先企業</u> 4.～6.（略）</p>	<p><u>第1条</u>（個人情報の収集・保有・利用、提供） 1. ～2.（略） 3. 会員等は、当社が、本条第1項および第2項の目的のため、本条第1項(1)から(8)までの個人情報を以下の者との間で共同して利用することに同意するものとします。<u>これらの情報は、当社から以下の者に対し提供され、また場合により以下の者から当社に対して提供されることがあります。</u>これらの情報の管理について<u>責任は当社が有するもの</u>とします。</p> <p>(1)（略） (2) カード面に名称またはロゴマークが付された<u>提携会社</u> 4.～6.（略）</p>
<p><u>第18条</u>（個人信用情報機関の利用および登録） 1. 会員等（ただし、本条においては追加カード会員を除く）は当社が利用・登録する個人信用情報機関について、次の事項に同意するものとします。 (1) 当社は会員等との与信取引上の判断のために、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟信用情報機関」という）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、会員等および当該会員等の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用します。ただし、加盟信用情報機関および提携信用情報機関に登録されている個人の支払能力・返済能力に関する情報については関連法令に基づき、支払能力・返済能力の調査以外の目的に利用しないものとします。 (2)～(3)（略） 2.（略）</p>	<p><u>第2条</u>（個人信用情報機関の利用および登録） 1. 会員等（ただし、本条においては追加カード会員を除く）は当社が利用・登録する個人信用情報機関について、次の事項に同意するものとします。 (1) <u>当社が、</u>会員等との与信取引上の判断のために、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟信用情報機関」という）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、会員等および当該会員等の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用すること。<u>ただし、加盟信用情報機関および提携信用情報機関に登録されている個人の支払能力・返済能力に関する情報については関連法令に基づき、支払能力・返済能力の調査以外の目的に利用しないもの</u>とします。 (2)～(3)（略） 2.（略）</p>
<p><u>第19条</u>（情報の開示、訂正・削除） （略）</p>	<p><u>第3条</u>（情報の開示、訂正・削除） （略）</p>
<p><u>第20条</u>（不同意の場合） 当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取扱いの全部または一部を承認しない場合、入会を断りまたは退会手続を取ることがあります。ただし、<u>第17条第2項(3)(4)の取扱</u>を承認しない場合はこの限りではありません。</p>	<p><u>第4条</u>（不同意の場合） 当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める個人情報の取扱いの全部または一部を承認しない場合、入会を断りまたは退会手続を取ることがあります。ただし、<u>第1条第2項(3)(4)の取扱</u>を承認しない場合はこの限りではありません。</p>

<p><b>第 21 条 (契約の不成立および会員資格取消・退会の場合)</b></p> <p>1. 本契約が不成立の場合であっても、入会申込みをした事実は、第17条および第2条第1項(2)に基づき、不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>2. 当社は、カードの表面または裏面に刻印されているカード有効期間の経過、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後においても、第17条第1項および第2項(9)ならびに第18条第1項に定める目的で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報保有し、利用します。</p>	<p><b>第 5 条 (契約の不成立および会員資格取消・退会の場合)</b></p> <p>1. 本契約が不成立の場合であっても、入会申込みをした事実は、第1条および第2条第1項(2)に基づき、不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>2. 当社は、カードの表面または裏面に刻印されているカード有効期間の経過、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した後においても、第1条第1項および第2項(9)ならびに第2条第1項に定める目的で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報保有し、利用します。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>第 6 条 (条項の変更)</b></p> <p>本同意条項および重要事項は、当社所定の手続により、法律上認められる範囲内で変更できるものとします。</p>
<p>〈別表〉</p> <p>加盟信用情報機関の名称・連絡先等          名称:株式会社 シー・アイ・シー (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)          住所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階          電話番号:0120-810-414          ホームページアドレス:<a href="https://www.cic.co.jp">https://www.cic.co.jp</a></p> <p>名称:株式会社 日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)          住所:〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館          電話番号:0570-055-955          ホームページアドレス:<a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p> <p>提携信用情報機関の名称・連絡先等          名称:全国銀行個人信用情報センター          住所:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1          電話番号:03-3214-5020          ホームページアドレス:  <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></p> <p>登録情報および登録期間</p> <p>(当社が登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報、契約日、契約の種類、入金日、契約額、極度額、支払回数、利用残高、完済予定年月日、支払状況(解約、完済等の事実を含む。))等、その他各加盟信用情報機関が定める情報となります。</p>	<p>〈別表〉</p> <p>加盟信用情報機関の名称・連絡先等          名称:株式会社 シー・アイ・シー (貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)          住所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階          電話番号:0570-666-414          ホームページアドレス:<a href="https://www.cic.co.jp">https://www.cic.co.jp</a></p> <p>名称:株式会社 日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)          住所:〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館          電話番号:0570-055-955          ホームページアドレス:<a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p> <p>提携信用情報機関の名称・連絡先等          名称:全国銀行個人信用情報センター          住所:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1          電話番号:03-3214-5020          ホームページアドレス:  <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a></p> <p>登録情報および登録期間</p> <p>(当社が登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報、契約日、契約の種類、入金日、契約額、極度額、支払回数、利用残高、完済予定年月日、支払状況(解約、完済等の事実を含む。))等、その他各加盟信用情報機関が定める情報となります。</p>

登録情報	登録信用情報機関と登録期間	
	株式会社 シー・アイ・シー	株式会社 日本信用情報機構
(1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左欄(2)(3)(4)の登録情報のいずれかが登録されている期間	
(2) 本契約に係る申込みをした事実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (株)シー・アイ・シーへの登録:当社が照会した日から6ヶ月間</li> <li>● (株)日本信用情報機構への登録:当社が照会した日より6ヶ月以内</li> </ul>	当社が照会した日から6か月以内
(3) 本契約に係る客観的な取引事実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (株)シー・アイ・シーへの登録:契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内</li> <li>● (株)日本信用情報機構への登録:契約期間中および契約終了後5年以内(ただし債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生から1年以内)</li> </ul>	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
(4) 債務の支払を延滞した事実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (株)シー・アイ・シーへの登録:契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年間</li> <li>● (株)日本信用情報機構への登録:契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内</li> </ul>	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内